

株 主 各 位

東京都品川区東品川二丁目5番8号

AOCホールディングス株式会社

取締役社長 関 屋 文 雄

第11回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の第11回定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

報 告 事 項

1. 第11期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第11期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）計算書類報告の件

本件は、上記1. 及び2. の内容を報告いたしました。

決 議 事 項

第1号議案

剰余金の配当の件

本件は、原案のとおり承認可決され、期末配当金は1株につき6円と決定いたしました。

第2号議案

取締役9名選任の件

本件は、原案のとおり、武田邦靖、関屋文雄、関川吉明、原伸正、田村滋美、香藤繁常、石飛修、ヤヒナ・シンナーウィ、イマッド・アブドルカリームの各氏が選任され、就任いたしました。

第3号議案

定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

なお、変更後の定款は後掲のとおりであります。

第4号議案

合併に伴う取締役9名選任の件

本件は、原案のとおり、柴生田敦夫、玉城孝治、渡辺光司、猪股淳、加納望、清水正孝、ムハンマド・ファハド、関彦次郎、小竹潤の各氏が選任されました。

第5号議案

合併に伴う監査役1名選任の件

本件は、原案のとおり、鮎信一氏の補欠として荒井隆男氏が選任されました。

以 上

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、富士石油株式会社と称し、英文では、Fuji Oil Company, Ltd. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 石油、天然ガス、岩塩、ウラン、その他の鉱物資源および石油代替エネルギーの探査、探鉱、開発、生産、精製、製錬、加工、貯蔵
 - (2) 石油、天然ガス、岩塩、ウラン、その他の鉱物資源および石油代替エネルギーならびにそれらの精製品、製錬品の輸出入および売買
 - (3) ベンゼン、キシレン等石油化学系基礎製品の製造、加工、貯蔵、輸出入および売買
 - (4) 石油の精製、加工、貯蔵、入出荷に係る設備の建設、補修工事の請負、設計およびそれらのコンサルティング
 - (5) 蒸気・温水等による熱供給に関する事業および電気供給業
 - (6) 倉庫業および陸上、海上、航空運送業
 - (7) 不動産の賃貸借、売買、仲介および管理
 - (8) 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務
 - (9) 事務用品・日用品雑貨の販売業
 - (10) 旅行業法に基づく旅行業
- ② 前項の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の経営管理を行うこと。
- ③ 前各項に附帯関連する一切の事業。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都品川区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、2 億株とする。

(自己の株式の取得)

第 6 条 当社は、会社法第165条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって同条第 1 項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(基準日)

第 8 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項のほか、必要あるときは、取締役会の決議により予め公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他株式に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第11条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。

(株主総会の招集権者および議長)

第12条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、予め取締役会で定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示)

第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(株主総会の決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第16条 当社の取締役の員数は、15名以内とする。

(取締役の選任方法)

第17条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第18条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の設置)

第19条 当社は、取締役会を置く。

(代表取締役および役付取締役)

第20条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

- ② 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- ② 取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により

同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会規程)

第24条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第26条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

(相談役および顧問)

第27条 当会社に取締役会の決議により相談役および顧問若干名を置くことができる。

第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第28条 当社は、監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第29条 当社の監査役の員数は、4名以内とする。

(監査役の選任方法)

第30条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第32条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第38条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任方法)

第39条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第42条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第43条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行うことができる。

(中間配当)

第44条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第45条 剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

本株主総会終了後開催の取締役会において、代表取締役及び役付取締役が選定されました。

取締役及び監査役の新陣容は次のとおりであります。

	取 締 役 会 長	武 田 邦 靖
	代 表 取 締 役 社 長	関 屋 文 雄
	代 表 取 締 役 副 社 長	関 川 吉 明
	取 締 役	原 伸 正
*	取 締 役	田 村 滋 美
*	取 締 役	香 藤 繁 常
*	取 締 役	石 飛 修
*	取 締 役	ヤヒヤ・シンナーウィ
*	取 締 役	イマッド・ アブドルカリーム
	常 勤 監 査 役	飴 信 一
*	監 査 役	石 井 信 彦
*	監 査 役	山 脇 康
*	監 査 役	渡 辺 滋

*の各氏は、社外役員であります。

なお、当社が当社の100%子会社である富士石油株式会社を吸収合併することを内容とする吸収合併の効力発生日（平成25年10月1日予定）以降の取締役及び監査役の新陣容は、次のとおり予定しております。

	代 表 取 締 役 社 長	関 屋 文 雄
	代 表 取 締 役 専 務	柴 生 田 敦 夫
	常 務 取 締 役	玉 城 孝 治
	常 務 取 締 役	渡 辺 光 司
	常 務 取 締 役	猪 股 淳 望
*	取 締 役	香 藤 繁 常
*	取 締 役	石 飛 修
*	取 締 役	清 水 正 孝
*	取 締 役	イマッド・ アブドルカリーム
*	取 締 役	ムハンマド・ファハド
	取 締 役	関 彦 次 郎

取	締	役	小	竹	潤
常	勤	監	査	役	荒
					井
					隆
*	監	査	役	石	井
					信
*	監	査	役	山	脇
					康
*	監	査	役	渡	辺
					滋

*の各氏は、社外役員であります。

期末配当金のお支払いについて

1. 口座振込をご指定されている方には

「配当金計算書」及び「お振込先について」を同封いたしましたので、ご確認下さい。

2. 株式数比例配分方式をご指定されている方には

「配当金計算書」及び「配当金のお受け取り方法について」を同封いたしましたので、ご確認下さい。

3. 上記1.又は2.のご指定をされていない方には

「期末配当金領収証」を同封いたしましたので、最寄りのゆうちょ銀行本支店及び出張所並びに郵便局で、払渡期間（平成25年6月27日から平成25年8月26日まで）内にお受け取り下さい。

単元未満株式のみご所有の株主の皆様には、「第11期報告書」(第11回定時株主総会招集ご通知添付書類)を同封いたしましたので、ご高覧下さい。